

日興・CS世界高配当株式ファンド (毎月分配型) / (資産成長型)

追加型投信 / 内外 / 株式



GLOBAL HIGH DIVIDEND EQUITY

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページアドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興・CS世界高配当株式ファンド(毎月分配型)」および「日興・CS世界高配当株式ファンド(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2015年2月18日に関東財務局長に提出しており、2015年2月19日にその効力が発生しております。

| | 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|-------|---------|--------|-------------------|-----------------------------|--------------|-----------------|---------------|-------|
| | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 毎月分配型 | 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産 (投資信託証券 (株式一般)) | 年12回 (毎月) | グローバル (含む日本) | ファミリー ファンド | なし |
| 資産成長型 | | | | | 年1回 | | | |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

| | |
|------------------------|-----------------------------|
| 委託会社名 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1959年12月1日 |
| 資本金 | 173億6,304万円 |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 10兆6,167億円 (2014年11月末現在) |

「日興・CS世界高配当株式ファンド(毎月分配型)」のことを「毎月分配型」、
 「日興・CS世界高配当株式ファンド(資産成長型)」のことを「資産成長型」と言うことがあります。

ファンドの目的

世界各国の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

特色その1 —— 世界各国の配当利回り※¹の高い企業の株式を中心に投資します。

- ◆世界各国の配当利回りの高い企業の株式を中心に、同時に株式益回り※²の高い企業など、配当余力が高いと考えられる企業の株式に分散投資を行なうことで、安定的な配当収入を得ながら信託財産の成長をめざします。
- ◆世界各国の高配当利回り株式の比較的高い配当利回りを直接享受することを目的とするため、原則として為替ヘッジは行ないません。

※¹ 配当利回りとは……1株当たりの年間配当金額を株価で割った比率。

・配当利回り=1株当たりの年間配当金額÷株価

※² 株式益回りとは……1株当たりの年間の利益金額を株価で割った比率。PER(株価収益率)の逆数。

・株式益回り=1株当たりの年間の最終利益金額÷株価

特色その2 —— お客様の運用ニーズに合わせてご選択いただけるよう、毎月分配型と資産成長型をご用意しました。

- ◆毎月分配型は毎月(原則18日)、資産成長型は年1回(原則11月18日)決算を行ないます。
- ◆組入株式の配当収益などを分配原資とします。

特色その3 —— クレディ・スイスが運用を担当します。

- ◆スイスの法人である、クレディ・スイスのアセット・マネジメント部門が「世界高配当株式マザーファンド」の運用を行ないます。

*毎月分配型と資産成長型は、ファンド間でのスイッチングが可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。また、スイッチング手数料は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

高配当株投資について

高配当企業には魅力的な企業が多く、高配当株投資により、安定的な配当収入の確保と中長期的な値上がり益が期待できます。

<配当利回りの高い企業の特性>

【収益特性】

収益力が高い
割に株価が
安い企業

株式市場で
見過ごされている企業など

収益が安定している
(事業リスクの小さい)
企業

公共性、公益性の
高い企業など

【資産特性】

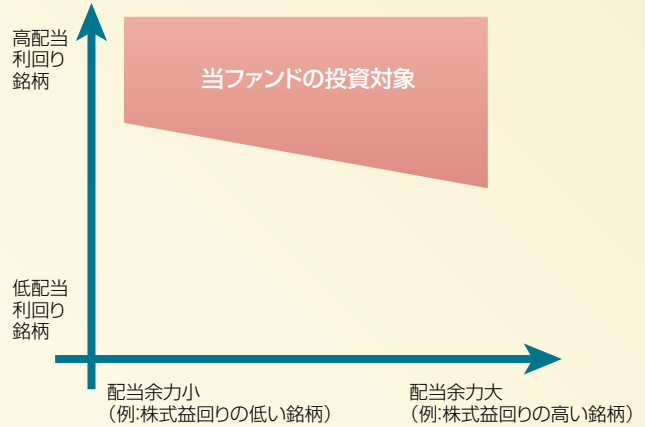
財務体質が良好で
資金力が豊富
(キャッシュリッチ)
な企業

資産価値の大きな大手製造業など

【経営方針】

株主への利益還元や
株価対策に
積極的な企業

<投資対象銘柄>

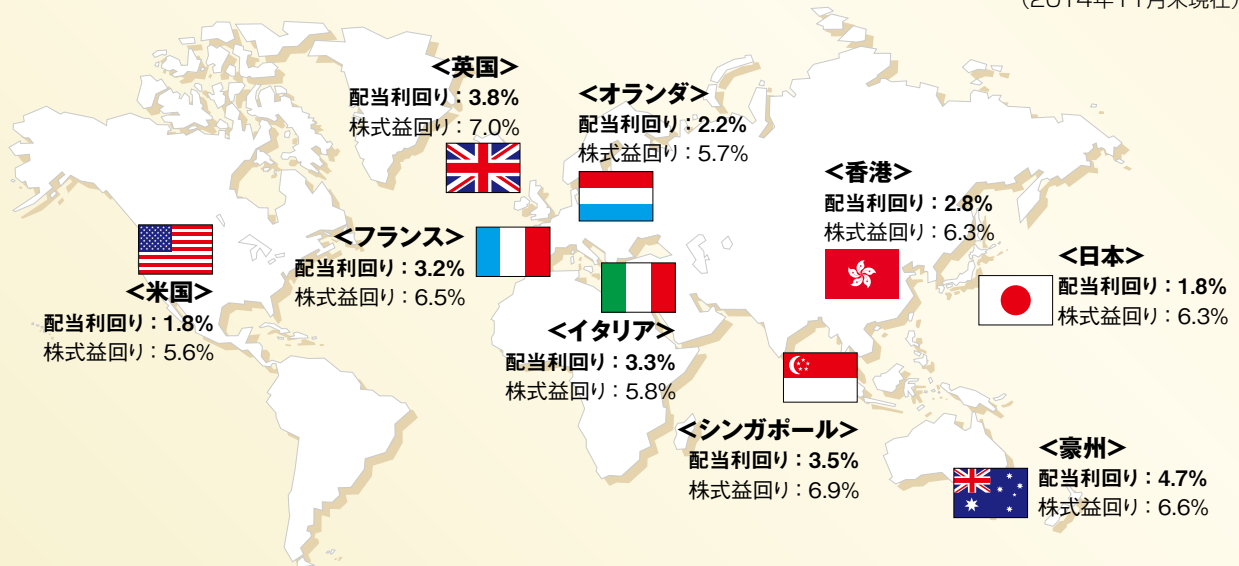


世界各国の配当利回りの高い企業の株式を中心に、同時に株式益回りの高い企業など、配当余力が高いと考えられる企業の株式に分散投資します。

※上記はあくまでイメージであり、実際とは異なる場合があります。

主要投資対象国・地域の配当利回りと株式益回りの平均

(2014年11月末現在)



各国(地域)の配当利回りはMSCI国別(地域別)株価指数を構成する全銘柄の予想配当利回りの加重平均、各国(地域)の株式益回りはMSCI国別(地域別)株価指数を構成する全銘柄の予想株式益回りの加重平均。

(クレディ・スイスからのデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

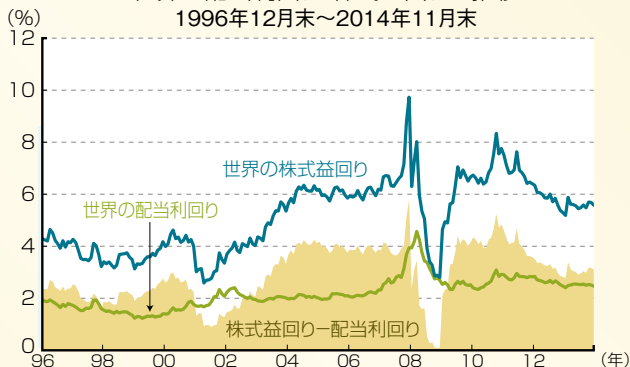
※上記データは過去のものであり、当該国・地域の株式を組入れることを約束するものでも、将来の運用成果等を約束するものでもありません。

配当余力を高めた世界の株式市場

株式益回りと配当利回りの差は、企業の配当余力の傾向をあらわしており、差が拡大するほど企業の配当余力は高まっていると見てとれます。

企業の配当余力の目安である株式益回りが国債利回りを上回っている場合、株式に対する投資妙味があると考えられ、2002年以降はその状態が続いています。

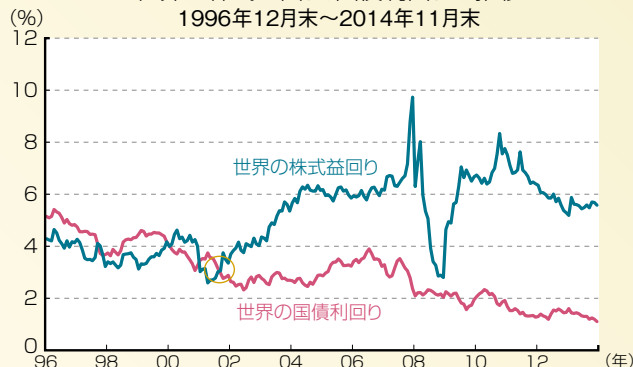
＜世界の配当利回り、株式益回りの推移＞
1996年12月末～2014年11月末



世界の株式益回りはMSCIワールド指数を構成する全銘柄の株式益回りの加重平均。世界の配当利回りはMSCIワールド指数を構成する全銘柄の配当利回りの加重平均。

出所:MSCI Inc.

＜世界の株式益回り、国債利回りの推移＞
1996年12月末～2014年11月末



世界の株式益回りはMSCIワールド指数を構成する全銘柄の株式益回りの加重平均。世界の国債利回りはシティ世界国債インデックスの平均最終利回り。

出所:MSCI Inc.、シティグループ・グローバル・マーケット・インク

※上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

※MSCIワールド指数は、MSCI Inc.が発表している、世界の主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※シティ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界の主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、シティグループ・グローバル・マーケット・インクは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

運用プロセスと企業調査体制について

＜運用プロセス＞



※左記は2014年9月末現在の運用プロセスであり、将来変更する可能性があります。

＜企業調査体制＞

個別企業の調査・分析にあたっては、クレディ・スイスのグローバルな株式リサーチ・プラットフォームを活用します。クレディ・スイスでは、チューリッヒを中心とする世界の主要拠点に、各セクターに精通した運用担当者を配しています。

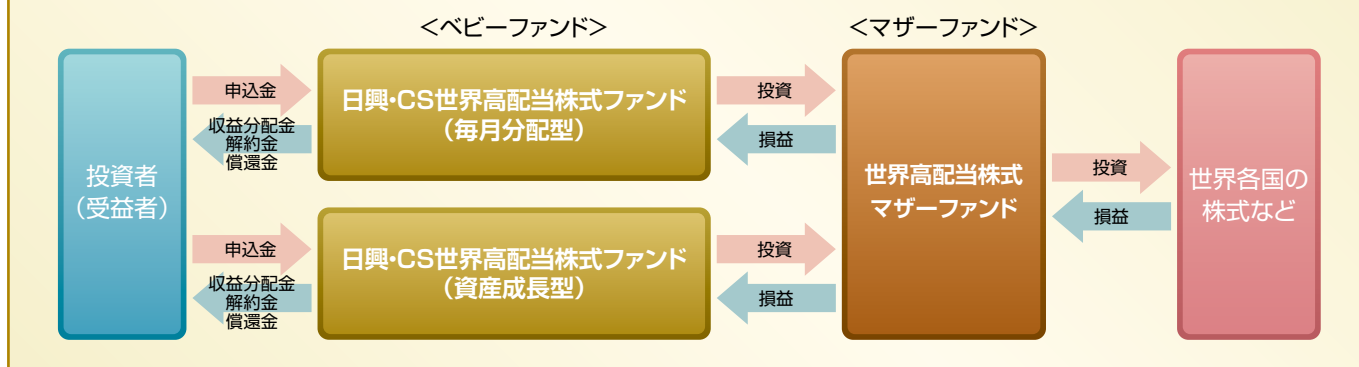
投資顧問会社：クレディ・スイスについて

- ・ スイスの法人である、クレディ・スイスのアセット・マネジメント部門が運用します。
- ・ クレディ・スイスは、グローバルな株式運用を得意としています。
- ・ クレディ・スイス・グループは、預り資産総額約1兆3,661億スイス・フラン(約159兆円)となっており、そのうちアセット・マネジメント部門の運用資産総額は、約3,911億スイス・フラン(約48兆円)を誇ります。(2014年9月末現在)



ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

<毎月分配型>

毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

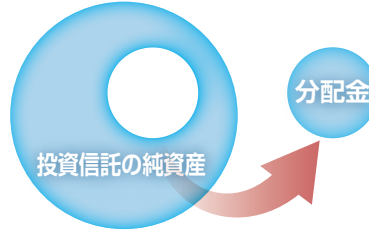
<資産成長型>

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

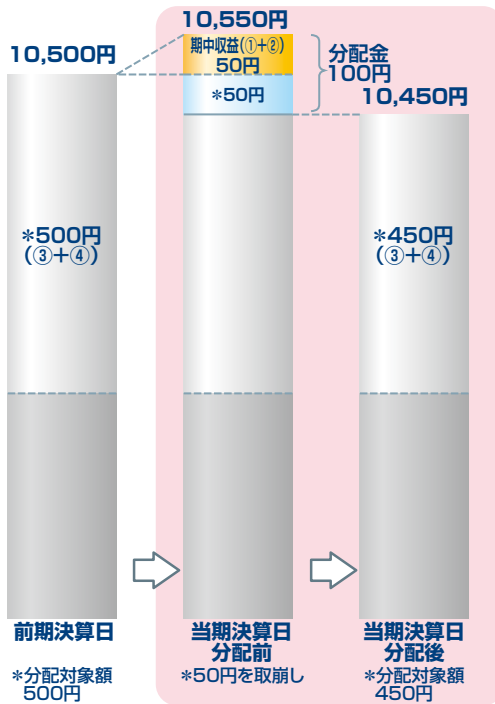
投資信託で分配金が支払われるイメージ



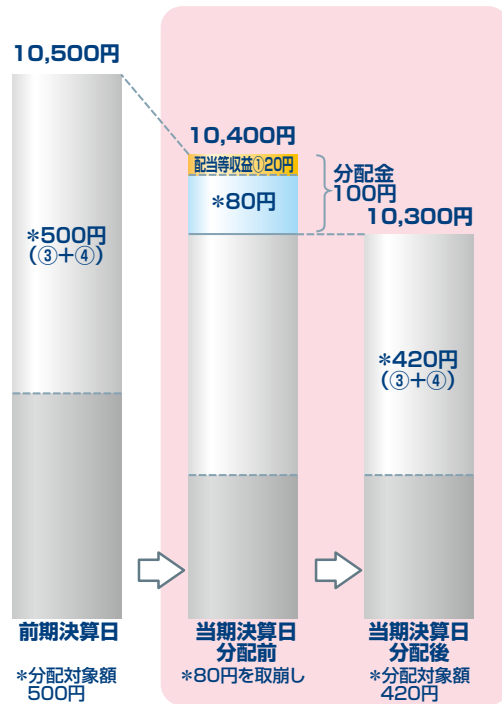
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

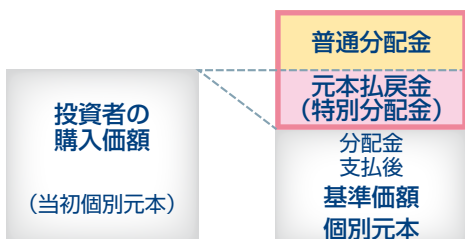


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

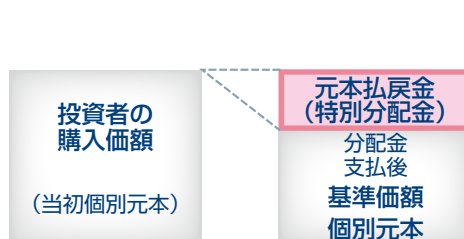
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

リスクの管理体制

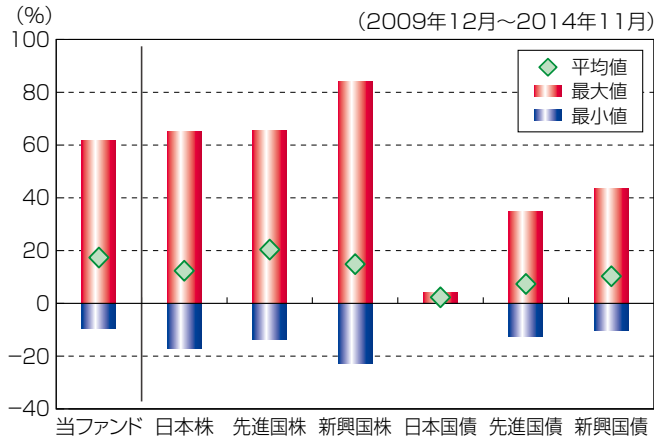
- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2014年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

毎月分配型

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

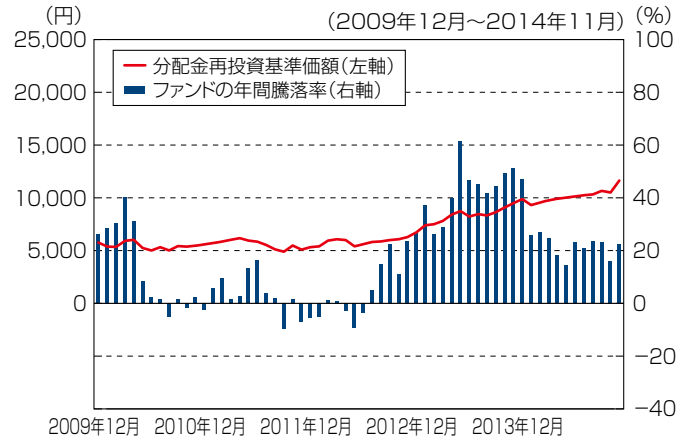
| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|--------|--------|--------|------|--------|--------|
| 平均値 | 17.4% | 12.3% | 20.4% | 14.9% | 2.3% | 7.3% | 10.3% |
| 最大値 | 61.6% | 65.0% | 65.7% | 83.9% | 4.1% | 34.9% | 43.7% |
| 最小値 | -9.7% | -17.0% | -13.6% | -22.8% | 0.4% | -12.7% | -10.1% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2009年12月から2014年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



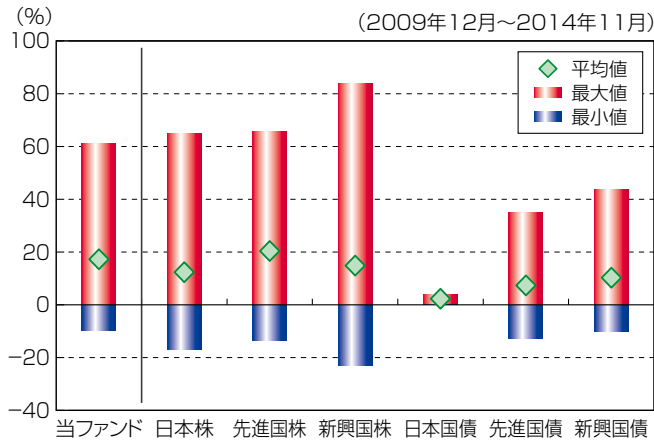
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2009年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

資産成長型

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|--------|--------|--------|------|--------|--------|
| 平均値 | 17.2% | 12.3% | 20.4% | 14.9% | 2.3% | 7.3% | 10.3% |
| 最大値 | 61.3% | 65.0% | 65.7% | 83.9% | 4.1% | 34.9% | 43.7% |
| 最小値 | -9.6% | -17.0% | -13.6% | -22.8% | 0.4% | -12.7% | -10.1% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2009年12月から2014年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

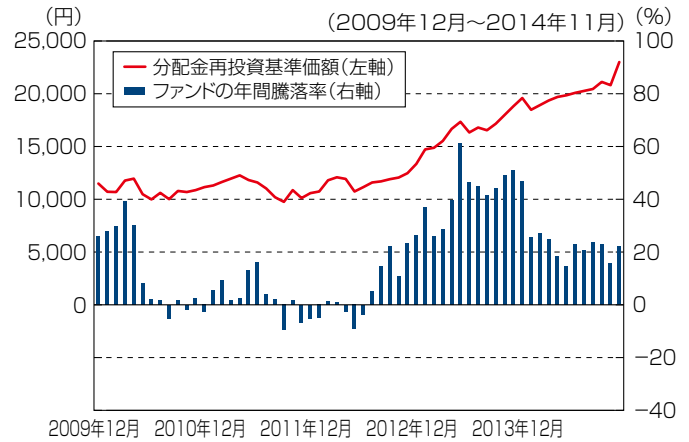
日本国債 …… NOMURA-ボンドパフォーマンス・インデックス国債

先進国債 …… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

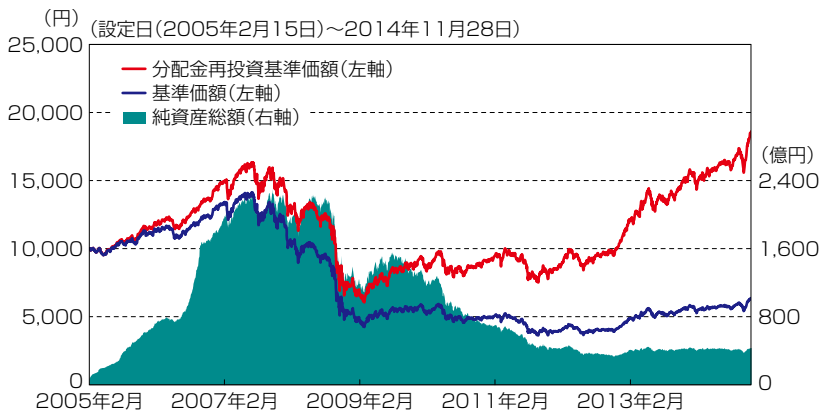


※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2009年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額.....6,379円
純資産総額..... 429.83億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2014年7月 | 2014年8月 | 2014年9月 | 2014年10月 | 2014年11月 | 直近1年間累計 | 設定来累計 |
|---------|---------|---------|----------|----------|---------|--------|
| 40円 | 40円 | 40円 | 40円 | 40円 | 480円 | 7,115円 |

主要な資産の状況

<資産構成比>

| 資産 | 比率 |
|-------|-------|
| 国内株式 | 3.5% |
| うち先物 | 0.0% |
| 外国株式 | 94.2% |
| うち先物 | 0.0% |
| CB | 0.0% |
| 公社債 | 0.0% |
| 現金その他 | 2.3% |

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位10カ国>

| 国名 | 比率 |
|-----------|-------|
| 1 アメリカ | 42.9% |
| 2 イギリス | 12.1% |
| 3 カナダ | 7.9% |
| 4 スイス | 6.3% |
| 5 ドイツ | 5.5% |
| 6 フランス | 4.7% |
| 7 オーストラリア | 3.6% |
| 8 日本 | 3.5% |
| 9 イタリア | 2.8% |
| 10 シンガポール | 2.7% |

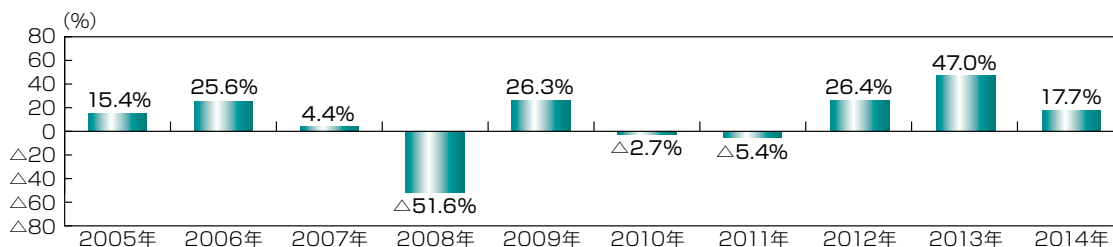
※マザーファンドの対純資産総額比です。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:98銘柄)

| 銘柄 | 通貨 | 業種 | 比率 |
|--------------------------------|---------|---------------|-------|
| 1 ALTRIA GROUP INC | アメリカドル | 食品・飲料・タバコ | 2.67% |
| 2 INTEL CORP | アメリカドル | 半導体・半導体製造装置 | 2.54% |
| 3 MERCK & CO. INC. | アメリカドル | 医薬品・バイオテクノロジー | 2.49% |
| 4 ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS | ユーロ | エネルギー | 2.07% |
| 5 GENERAL ELECTRIC CO. | アメリカドル | 資本財 | 2.07% |
| 6 PAYCHEX INC | アメリカドル | ソフトウェア・サービス | 1.88% |
| 7 MICROSOFT CORP | アメリカドル | ソフトウェア・サービス | 1.88% |
| 8 ZURICH INSURANCE GROUP AG | スイスフラン | 保険 | 1.82% |
| 9 BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC | イギリスポンド | 食品・飲料・タバコ | 1.78% |
| 10 NOVARTIS AG-REG | スイスフラン | 医薬品・バイオテクノロジー | 1.75% |

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2005年は、設定時から2005年末までの騰落率です。

※2014年は、2014年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 22,572円

純資産総額..... 6.76億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2010年11月 | 2011年11月 | 2012年11月 | 2013年11月 | 2014年11月 | 設定来累計 |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 60円 | 60円 | 40円 | 40円 | 40円 | 240円 |

主要な資産の状況

<資産構成比>

| 資産 | 比率 |
|-------|-------|
| 国内株式 | 3.4% |
| うち先物 | 0.0% |
| 外国株式 | 92.7% |
| うち先物 | 0.0% |
| CB | 0.0% |
| 公社債 | 0.0% |
| 現金その他 | 3.8% |

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位10カ国>

| | 国名 | 比率 |
|----|---------|-------|
| 1 | アメリカ | 42.9% |
| 2 | イギリス | 12.1% |
| 3 | カナダ | 7.9% |
| 4 | スイス | 6.3% |
| 5 | ドイツ | 5.5% |
| 6 | フランス | 4.7% |
| 7 | オーストラリア | 3.6% |
| 8 | 日本 | 3.5% |
| 9 | イタリア | 2.8% |
| 10 | シンガポール | 2.7% |

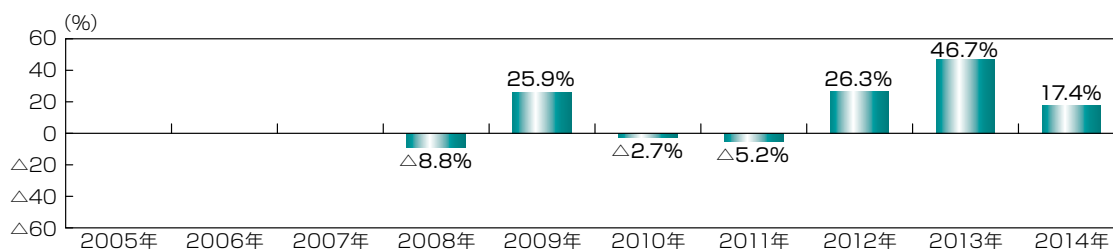
※マザーファンドの対純資産総額比です。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:98銘柄)

| | 銘柄 | 通貨 | 業種 | 比率 |
|----|------------------------------|---------|---------------|-------|
| 1 | ALTRIA GROUP INC | アメリカドル | 食品・飲料・タバコ | 2.67% |
| 2 | INTEL CORP | アメリカドル | 半導体・半導体製造装置 | 2.54% |
| 3 | MERCK & CO. INC. | アメリカドル | 医薬品・バイオテクノロジー | 2.49% |
| 4 | ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS | ユーロ | エネルギー | 2.07% |
| 5 | GENERAL ELECTRIC CO. | アメリカドル | 資本財 | 2.07% |
| 6 | PAYCHEX INC | アメリカドル | ソフトウェア・サービス | 1.88% |
| 7 | MICROSOFT CORP | アメリカドル | ソフトウェア・サービス | 1.88% |
| 8 | ZURICH INSURANCE GROUP AG | スイスフラン | 保険 | 1.82% |
| 9 | BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC | イギリスポンド | 食品・飲料・タバコ | 1.78% |
| 10 | NOVARTIS AG-REG | スイスフラン | 医薬品・バイオテクノロジー | 1.75% |

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2008年は、設定時から2008年末までの騰落率です。

※2014年は、2014年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2015年2月19日から2016年2月18日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 購入・換金申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・チューリッヒの銀行休業日 |
| 換金制限 | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間 | <毎月分配型> 無期限(2005年2月15日設定) <資産成長型> 2023年11月20日まで(2008年11月12日設定) |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 <毎月分配型> ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき <資産成長型> ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | <毎月分配型> 毎月18日(休業日の場合は翌営業日) <資産成長型> 毎年11月18日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | <毎月分配型> 年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 <資産成長型> 年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンド毎に5,000億円 |
| 公告 | <毎月分配型> 日本経済新聞に掲載します。 <資産成長型> 電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス http://www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | <毎月分配型> 年2回(5月、11月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。 <資産成長型> 毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。 |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | <p>購入時の基準価額に対し3.24%(税抜3%)以内</p> <p>※購入時手数料(スイッチングの際の購入時手数料を含みます。)は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。</p> |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.188%(税抜1.1%)</p> <p><毎月分配型> 運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p><資産成長型> 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分(年率)></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各ファンド毎の 純資産総額</th> <th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000億円以下の部分</td> <td rowspan="2">1.10%</td> <td>0.59%</td> <td rowspan="2">0.45%</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td>0.60%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</p> <p>※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p> | 各ファンド毎の 純資産総額 | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 1,000億円以下の部分 | 1.10% | 0.59% | 0.45% | 0.06% | 1,000億円超の部分 | 0.60% | 0.05% | 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
|--------------------------|---|--------------------------|---|---------------|---|--|----|------|------|------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|------|--------------|------|---|------|-------------------------|
| | 各ファンド毎の 純資産総額 | | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000億円以下の部分 | 1.10% | 0.59% | 0.45% | 0.06% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000億円超の部分 | | 0.60% | | 0.05% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の 費用・手数料 | <p><毎月分配型> 監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p> <p><資産成長型></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">諸費用 (目論見書の 作成費用など)</td> <td> <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</p> <p>目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> </td> </tr> <tr> <td>売買委託 手数料など</td> <td> <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p> </td> </tr> </table> | 諸費用 (目論見書の 作成費用など) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</p> <p>目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> | 売買委託 手数料など | <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 諸費用 (目論見書の 作成費用など) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</p> <p>目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売買委託 手数料など | <p>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2015年2月18日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am